

『山海経』の形成過程及びその性質

白 倉 直 樹

0. 序

先秦諸文献中に散見する堯・舜・禹をはじめとする古帝王説話を扱った研究は数多い。中でも代表的なものとして白川静氏の研究と袁珂氏の研究を挙げることが可能だろう¹⁾。しかし、白川氏、袁珂氏に共通して、こうした古帝王説話を先秦期のものとして捉えるよりも、はるかに遡る原始社会の神話の残存として捉える傾向が強い。白川氏や袁珂氏的手法においては、文献中に散見する説話はその文献の成立・流通の状況からは切り離して検討されていることが多いのである。そこでは、神話の原初形態の解明が目的とされているように感じられる。

しかしながら、加上説などにも素朴に表れているように、説話や神話は時代の変化によってその内容を変質させる可能性がある。原始社会の神話が文献の記述に残存しているというモデルはそのままでは維持しがたく、むしろ、時代の変化によって生じた内容の変化をそこに読み取ることが可能なのではないだろうか。それによって、古帝王説話の歴史性を解明し、スタティックな神話の体系よりもよりダイナミックなイメージを描出することが可能になろう。また、体系的な神話の回復という目的のもとに排除されていた説話間に存在する微妙な差異も、時代差を示す可能性のある痕跡として観察されることとなる。

本論では、その基礎作業として、断片的な古帝王説話を多く記録する、『山海経』を検討の対象として取り上げたい。『山海経』を構成する各篇の先後関係については、後述するように先学による様々な研究が存在する。そうした篇ごとの先後関係を考慮すれば、各篇に記載される古帝王説話の先後関係もある程度見通しがつくことが予想される。また、それによって得られた結果を基にして他の文献の説話の先後関係を推測することも可能となろう。

以上のような問題関心に基つき、本論は『山海経』を構成する各篇の成立時期と性格を解明することを目的としたい。

『山海経』²⁾の研究は数多いが、成立時期・地域について検討した基本的な研究として挙げることもできるものに顧頡剛³⁾、小川琢冶⁴⁾、蒙文通⁵⁾、袁珂⁶⁾各氏の研究がある。各氏の論点は多岐にわたるが、行論の都合上、『山海経』の成立時代、成立地域について議論している部分について簡潔に整理していきたいと思う⁷⁾。

顧頡剛氏は、五蔵山経⁸⁾の記述が、東方に関しては粗略であり、西方に関しては詳細であるとし、五蔵山経の作者は東方と没交渉であって、想像によって記述を行なったとする。そして、『尚書』の禹貢は東方・西方両地域ともに詳しく記述しているとし、禹貢は五蔵山経を襲用したうえでさらに東方の地理知識を加えて作成されたものとする。そして、禹貢の成立は戦国末であり、五蔵山経の成立は戦国の初、あるいは春秋の末であるとする。

小川琢冶氏は、五蔵山経末尾に存在する「右五蔵山経五篇、大凡一萬五千五百三字」を、劉秀

(劉歆)⁹⁾の校訂以前から存在するものとし、五蔵山経は劉歆以前にすでに定本が存在していた山海経中最古の文であると述べる。

そして五蔵山経の細目二十六篇¹⁰⁾がそれぞれ平均千二百字になることを述べ、これを二篇ずつ合綴した十三篇が古経文の篇目であるとする。そして、漢代に行なわれた経文は五蔵山経を五篇としこれに海外四経、海内四経八篇を加えて古経文十三篇の目を襲用したものであろうとする。続いて、道蔵本目録の篇名下に見える「此海内経及大荒経本皆進在外」の表現に着目し、諸本を校讐した上でこれは「皆逸在外」の誤りであるとし、ここから大荒四経と海内経の五篇を、郭璞が恐らくは『山海経』に収めたものであろうとする。

蒙文通氏は、車や舟などを創作したとされる者が、『世本』と『山海経』とで一致しないこと、また、四方を説明する際の東・南・西・北という中原の通常の説明順序と、『山海経』の説明順序とが異なること、『山海経』が亜熱帯の産物を記述することなどを根拠として、『山海経』は中原文化とは異質の文化系統の産物であるとし、中山経の記述が巴・蜀について詳しいこと、海内四経が「天下之中」を巴蜀と認識していることなどから『山海経』は巴蜀・荆楚の地域で産み出されたものとする。成立時代については、三皇・五帝という形で古帝王が序列されておらず、五行説の影響も見られないことから、紀元前350年よりも以前の成立であるとする。

袁珂氏は、『山海経』に見られる巫の風俗、『楚辞』の神話故事と適合的であること、楚の祖先である顓頊を重視していることから、『山海経』は楚地で成立したとし、海内四経は漢の地名が集中して見えることから漢初の成立、大荒四経と海内経は内容が整理されておらず、説明対象としている図画も原始的であることから『山海経』中最古であるとし、戦国初期のものとする。また、五蔵山経と海外四経は一体のものであるとし、『管子』地数篇を引用していることから戦国中期以降のものとする。

以上に述べた先行研究はそれぞれ興味深い指摘や疑問点を含むが、まず最初に現在においても支持される¹¹⁾、小川琢治氏の研究について述べて行きたい。小川氏の研究において疑問に感じられる点は、大荒四経と海内経を郭璞が付加したとする点である。第一章一節において、小川氏の議論を批判することになるが、それはそのまま郭璞以前の大荒四経と海内経の位置についての議論となるであろう。

1. 海経各篇の前漢時代における状況

1.1 海内経と大荒四経について

郭璞が大荒四経と海内経を付加したとする小川氏の説を検討したい。小川氏の議論の全体は、篇数の考証という文献学的方法によって支えられているが、文献学的方法には、篇数の考証という方法だけでなく、他の方法も存在する。当該文献が諸注釈・諸文献中に引用される事例を検討するのも、その一方法と言えよう。そのような事例をここで検討していきたい。

後漢時代の文献である『説文解字』『論衡』に『山海経』の引用が見られる。まず『説文解字』卷十三下彣部彣に、北山経からのものと思われる引用があり¹²⁾、『論衡』には、海外東経、海内北経からの引用がある¹³⁾。『論衡』における引用文には大荒四経を意識しているかと疑われるものもあるが、必ずしもそうとは言えず、これらを見る限り五蔵山経、海外四経、海内四経からの引用はあるが、大荒四経、海内経からの引用は見られない。小川説に有利なようだが、注釈類に目を転じると

大荒四経、海内経からの引用と思われるものがある。

『楚辞』思古の王逸注に次のように言う。

都廣、野名也。山海経曰、都廣在西南、其城方三百里、蓋天地之中也。

「都廣」に関する記述は現在の『山海経』では海内経に存在する¹⁴⁾。王逸の引用する文と現在の文とはほとんど一致しない。あるいは海外四経や海内四経、もしくは五蔵山経の逸文なのかもしれない。それでも王逸がこの文を山海経の文であるとして引用していることは小川氏の説にとって問題となるであろう。王逸の生没年は不詳だが、王逸は後漢安帝元初年間（114年～120年）中に上計吏に挙げられ、校書郎となり、順帝の治世（126年～145年）に侍中となった¹⁵⁾。郭璞より先行することは言うまでもない。

加えて、『漢書』司馬相如伝の「適孔鸞、促駿驥」の部分の顔師古注に

張揖曰、山海経曰九疑之山有五采之鳥、名曰翳鳥也。

とあるが、この張揖も顔師古による『漢書叙例』によれば、魏の太和年間（227年～233年）に博士であった人物で、やはり郭璞に先行する。その張揖が『山海経』の記述として引用する文は、現在では海内経に見え、以下のようになっている。

南方蒼梧之丘、蒼梧之淵、其中有九嶷山、舜之所葬、在長沙零陵界中。北海之内、有蛇山者、蛇水出焉、東入于海。有五采之鳥、飛蔽一郷、名曰翳鳥。又有不距之山、巧倕葬其西。

先に挙げた王逸注ほどではないがやはり大きく相違する。しかしこの事例も、小川氏の説にとって重大な問題となることには変わりはない。

もっとも、小川氏も「注者（恐らくは郭璞）」としているのであって、大荒四経と海内経の付加者として必ずしも郭璞を想定しているわけではない。しかし、仮に郭璞に先行する注釈者が「皆逸在外」と付記したのであれば、その注釈者は海内経と大荒四経を本来山海経の中に含まれているものとして認識していたと考えられる。そうでなければ、「逸」などという表現を用いた付記をなさないのであるまいか。以上の議論によって、郭璞以前に海内経と大荒四経とが『山海経』の篇として存在した可能性は高いとすることができよう。

また、小川氏は篇数の考証を目的として議論を展開しており、その議論上で五蔵山経の成立を山海経中最古であるとするが、その論拠とするのは字数に関する記述があることのみである。仮にこの記述が氏の言うように劉歆以前のものであるとしても、そのことがそのまま五蔵山経が最古であることを証拠立てることはできない。また、五蔵山経が最古でなければ小川氏の篇数の考証も成立し得ない。

以上の議論によって、従来有効と目されていた小川氏の説に重大な問題点があり、改めて郭璞以前の『山海経』の姿を検討する必要があることが主張できたと考える。ここで、劉歆の時点における『山海経』の姿について議論することが順当であると考えられるが、小川氏の議論に見られるよ

うに、劉歆校書に関する記述の理解は極めて困難である。そこでここではひとまずその問題を措いて、『山海経』と重複する内容を多く含む『淮南子』墜形を検討することにより、劉歆以前の『山海経』の姿をある程度解明することを試みたい。それが達成されれば、劉歆校書に関する記述の位置もより明らかになるのではないか。

1.2. 『淮南子』墜形との関係

『淮南子』墜形が『山海経』と同種の記述を多く含むことは上述したが、中でも最も集中的に同種の記述が見られるのは、「凡海外三十六國」より始まる部分と、その直後にある「雒東武人」より始まる部分とである。便宜的に「三十六國部分」と「武人部分」と仮称するが、両部分は記述方法が異なる。まず三十六國部分は

凡海外三十六國、自西北至西南方、有修股民天民・肅慎民・白民・沃民・女子民・丈夫民・奇股民・一臂民・三身民。

とあるように、住民名を列挙していくという記述体裁をとる。これに対し、武人部分は、

雒棠武人在西北陬、橈魚在其南。有神二人連臂爲帝候夜、在其西南方。三珠樹在其東北方、玉樹在赤水之上。

とあるように、三十六國部分のような列挙ではなく、海経ほどではないが事物に関する説明が付されている。

『山海経』海経部分と内容の多く重複するこの二つの部分を中心に検討していきたい。まず三十六國部分について具体的な関係を検討する。表1にあるように、三十六國部分は海外四経と事物が多く互見する。もっとも、海外四経と大荒四経も事物の互見が繁であり、そのため大荒四経も三十六國部分と多く事物が互見する。しかしながら、種々の条件を考慮すれば、海外四経の方が大荒四経よりも三十六國部分に近い文献であることが推測される。その条件とは、大荒四経には見えず、海外四経と三十六國部分とに見られる事物の存在である。列挙すれば、三身民と三身國、結胷民と結匈國、三苗民と三苗國、交股民と交脛國、穿胷民と貫匈國、三頭民と三首國、脩臂民と長臂國、勞民と勞民國、跂踵民と跂踵國、句嬰民と拘纓之國である¹⁶⁾。「海外三十六國」とされる36個の事物のうち、三分の一弱である11個が大荒四経には見られず、海外四経にのみ見られることは、三十六國部分が大荒四経よりも海外四経により近い記述であることを示すであろう。

中でも興味深いのは穿胷民と貫匈國である。貫匈國の条の後にある交脛國の記述には、

交脛國在其東、其爲人交脛。一曰在穿匈東。

という記述があり、さらに後の不死民の条の記述には

不死民在其東、其爲人黑色、壽、不死。一曰在穿匈國東。

という記述がある。この「一曰」は、何種類か存在したテキスト間における異同を記録したものと考えられるが¹⁷⁾、そうしたテキストの中で、より『淮南子』墜形の記述に近いテキストが存在していたことを窺わせる。

武人部分の検討に移る前に、『山海經』と『淮南子』墜形それぞれの先後関係について先に議論しておきたい。武人部分に以下のような記述がある。

昆侖・華丘在其東南方、爰有遺玉・青馬・視肉・楊桃・甘櫨・甘華、百果所生。

「爰有」に続けて珍奇な事物を羅列するという記述法は、『淮南子』の他の部分には見えず、明らかに異質であり、先行する資料を参照して作成された可能性が高い。そして、その先行する資料として最も可能性が高いのはやはり『山海經』、特に海經部分である。『山海經』における「爰有」の分布を見ると、海外北經に2件、海外南經に1件、海外東經に1件、大荒南經に4件、大荒西經に3件、大荒北經に1件、海内經に2件、やや様相を異にするが五藏山經の西山經に1件登場する。中でも、最も墜形の内容に近いのは、海外北經の以下の記述である。

平丘在三桑東、爰有遺玉・青鳥・視肉・楊柳・甘祖・甘華・百果所生。有兩山夾上谷、二大丘居中、名曰平丘。

したがって、『淮南子』墜形の武人部分は、先行する『山海經』海經を参照して作成されたと予想される。そして、三十六國部分についても同様に、先行する『山海經』海經、その重複状況から見て主として海外四經を参照して作成されたものであろう。加えて、参照したと考えられる部分がこれだけ海外四經に偏っているということは、海外四經の中に現在の海内四經・大荒四經・海内經に含まれる内容が混在していたとは考えにくい。そうした混在なしに、ある程度まとまった形で海外四經は成立していたものと考えられる。以上のことを確認した上で武人部分の考察に移りたい。

武人部分に登場する事物も、表2にあるように、暘谷搏桑までは海外四經との重複が圧倒的だが、有娥以降は激減し、海内四經、大荒四經との重複が目立つようになる。よって、武人部分は前半部分は海外四經、後半部分は海内四經および大荒四經、少なくとも両記述群に連なる先行記述群を参照していると考えられる。

では、海内四經、大荒四經の成立時期に関しては一体どのような推測を立てることが可能であろうか。

この問題を検討する上で示唆的な記述がある。海内西經、大荒西經、西次三經に登場する、崑崙に関する記述である。

大荒西經

西海之南、流沙之濱、赤水之後、黑水之前、有大山、名曰崑崙之丘。有神、人面虎身、有文有尾、皆白、處之。其下有弱水之淵環之、其外有炎火之山、投物輒然。有人、戴勝、虎齒、有豹尾、穴處、名曰西王母。此山萬物盡有。

海内西経

海内崑崙之虚、在西北、帝之下都。崑崙之虚、方八百里、高萬仞。上有木禾、長五尋、大五圍。面有九井、以玉爲檻。面有九門、門有開明獸守之、百神之所在。在八隅之巖、赤水之際、非仁羿莫能上岡之巖。

西山経：西次三経

西南四百里、曰崑崙之丘、是實惟帝之下都、神陸吾司之。其神状虎身而九尾、人面而虎爪。是神也、司天之九部及帝之囿時。

これらの記述を相互に比較すると、以下のような特徴を指摘することができる。第一に、人面虎身の神に関する記述において、大荒西経、西次三経が類似した表現を共有すること。第二に、海内西経と西次三経が「帝之下都」という表現を共有することである。

こうした特徴について、西次三経の作成時に、大荒西経、海内西経の当該記述が参照されたことを推測することは可能であろう。しかし、その逆を主張することには困難が予想される。西次三経の記述に含まれる「神××司之」や、「其神状」といった表現は、五蔵山経特有の表現であるが、大荒西経、海内西経が西次三経の記述を利用する際に、意図的にこれらの表現を排除したり、偶然にこれらの表現が抜け落ちるといことは考えにくいからである。

しかし、大荒西経の記述に見られる「有神」なる表現も、『山海経』中では大荒四経に特徴的な表現であり¹⁸⁾、上述の議論のみによって西次三経が大荒西経の記述を利用したと排他的に主張することは厳密に言えば不可能である。

よって、西次三経の作成時には海内四経、あるいはそれに先行する記述が利用されたことを主張することは可能であろう。

では、西次三経を含む五蔵山経の成立時期は一体何時なのであろうか。それについては章を改めて議論したい。

2.五蔵山経の成立時期と特徴について

2・1 海経部分との関係

前章で議論した西次三経の「其神状」という表現は、五蔵山経を構成する五篇をさらに細分した二十六部分の末尾にそれぞれ付記される小篇目末尾部分に頻見する表現である¹⁹⁾。一例を挙げれば、中次十経の末尾に以下のような記述がある。

凡首陽山之首、自首山至于丙山、凡九山、二百六十七里。其神状皆龍身而人面。其祠之、毛用一雄雞瘞、糝用五種之糝。堵山、冢也、其祠之、少牢具、羞酒祠、嬰毛一璧瘞。驪山、帝也、其祠羞酒、太牢其。合巫祝二人儻、嬰一璧。

そもそも、小篇目末尾部分以外で「其神状」という表現が見られるのは西次三経の二箇所のみである。このことから、西次三経が小篇目末尾部分と親縁的であり、恐らくはかなり近接した時期に

作成されたことが主張できよう。そして、前章の議論によって解明されたように、西次三経の作成時に海内四経系統の記述が利用されたとすれば、小篇目末尾部分が作成される以前に、海内四経系統の記述が流通していたことになる。したがって、五蔵山経が現在の姿で成立する以前に、海内四経系統の記述は既に流通していたことが主張できるであろう。しかし、小篇目末尾部分は、「其神状」という表現一つをとっても判明するように、五蔵山経の他の部分とはかなり性質を異にする。加えて恐らくは、小篇目末尾部分が存在せずとも、五蔵山経は文献として流通可能であることが推測される。したがって、以上の議論は現在の五蔵山経のベースとなったであろう記述群が流通していた可能性を排除するものではない。ただ、小篇目末尾部分を備えた五蔵山経の成立に対して、海内四経系統の記述が先行して流通していたことを主張する議論である。

2・2 鉱物資源

さらに別の角度から五蔵山経の成立について考察していきたい。五蔵山経の最末尾には「右五蔵山経五篇、大凡一萬五千五百三字」の記述があるが、その直前には「禹曰」で始まる一連の記述がある。この記述は、冒頭の一部分を除き、『管子』地数篇に見える記述とほぼ一致する²⁰⁾。この記述には、銅や鉄を産出する山を数え上げた部分があり、鉱物資源に対する関心が存在することを窺わせる。地数篇においては、この記述に後続して鉱物資源に関する記述も散見する。具体的には、黄帝と伯高の対話における、

伯高對曰、上有丹沙者、下有黄金。上有慈石者、下有銅金。上有陵石者、下有鉛錫赤銅。上有赭者下有鐵。此山之見榮者也。

という記述。さらに、桓公と管子の対話における、

管子對曰、上有赭者、其下有鐵。上有鉛者、其下有銀。一曰。上有鉛者、其有銚銀、上有丹沙者、其下有銚金。上有慈石者、其下有銅金。此之見榮者也。

という記述。地数篇が鉱物資源に対して強い関心を持っていることが読み取れよう。これに対し、五蔵山経も赭、鐵、金、銀といった鉱物資源に関する記述を多く含む。中でも、「赤銅」という表現は、先秦・秦漢の諸文献の中でも五蔵山経と地数篇にしか見えず、先述の「禹曰」部分の重複と相俟って、五蔵山経と地数篇の密接な関係を示していると考えられる。無論、「禹曰」以下の記述の内容・語彙は、五蔵山経のそれ以外の文に比べると異質であることは確かだが、鉱物資源への関心、地数篇との重複、そしてその地数篇と五蔵山経が「赤銅」の用語を共有することから推して、五蔵山経の成立からそれほど隔たることなく加えられたものであると考えられる。では、地数篇と五蔵山経の成立時期についていかなる推測が可能なのであろうか。

2・3 「銅」と「金」

「赤銅」という表現が含む「銅」という表現は、先秦諸文献中には希見である。もちろん金属としての銅や青銅はより古い時代から流通していたと考えられるが、そうした銅は伝存文献・出土文字資料上では「金」という表現で呼称されることが多く、「銅」という表現が見られるようになる

のはある程度時代が降って後のことである。それを利用して、「赤銅」あるいは「銅」という表現を含む記述群がいつ成立したかを推測することが可能なのではないのか。以下、それを試みたい。

まず、「銅」という表現の分布であるが、文献中には『墨子』備高臨に「連弩機郭同銅」、『墨子』雜守「若銅鐵及他可以佐守事者」、『戦国策』趙策に銅についての議論が、『六韜』虎韜・軍用に「銅築固爲垂」という記述があり、出土文献には、睡虎地秦簡『秦律十八種』金布律86-88に「其金及鐵器入以爲銅」とあり、張家山漢簡『二年律令』錢律199に「故毀銷行錢以爲銅它物者」、「買銅炭」、津關令492に「諸奠黃金器及銅」、算數書には銅耗という問題がある。青銅器銘文上には楚王禽干盤、鼎に見え、洹子孟姜壺にも見られる。『墨子』備高臨と洹子孟姜壺が突出する他は、概ね前三世紀後半以降の文献と認められる²¹⁾。「銅」という表現を含む五藏山経、地数篇の成立年代の上限も前三世紀後半に定めることが許されよう。

3. 『管子』軽重類の成立と性格について

3・1 地数篇と軽重類諸篇

ここで地数篇の成立時期について考察を加えたい。地数篇には、管子在桓公に煮鹽してそれに税をかけることを奨める記述があるが、そこに以下のような記述がある。

十口之家、十人啜鹽。百口之家、百人啜鹽。凡食鹽之數、一月丈夫五升少半、婦人三升少半、嬰兒二升少半。鹽之重、升加分耗、而釜五十。升加一耗、而釜百、升加十耗、而釜千、

これと非常に類似する記述が『管子』海王篇にも見られる。

管子對曰、十口之家、十人食鹽。百口之家、百人食鹽、終月大男食鹽五升少半、大女食鹽三升少半、吾子食鹽二升少半。此其大曆也。鹽百升而釜。鹽之重、升加分彊、釜五十也。升加一彊、釜百也。升加二彊、釜二百也。

まず指摘されるのは、地数篇の丈夫・婦人・嬰兒を海王篇は大男・大女・吾子に作るという点である。この組み合わせは『管子』國蓄篇に見え、大男のみでは張家山漢簡『二年律令』金布律418-420に「諸内作縣官及徒隸、大男、冬稟布袍表裏七丈絡絮四斤」とあり²²⁾、『漢書』趙充國伝に「大男三千、女子及老小千錢」とある。漢律に見えることから法律用語としての性格が濃厚であると言えよう。対して、丈夫・婦人は法律用語としての性格は希薄である²³⁾。元来法律用語、あるいはそれに近い表現で書かれた記述が、理解しやすい、ありふれた表現に改変される可能性は、大いにありそうである。しかしながら、このケースにおいては、その可能性は否定される。なぜなら海王篇に「鹽百升而釜（鹽は百升にして釜）」なる表現が見られ、難解であるはずの法律用語を用いている篇の方がむしろ釜という単位に対する解説の文を備えているということになるからである。おそらく逆に、海王篇が先行する地数篇の記述を利用し、その際に丈夫・婦人・嬰兒という表現を大男・大女・吾子という表現に改変し、釜に対する解説の文を付したのであろう。これにより、地数篇が海王篇よりも先行することが推定される。大男・大女・吾子という表現が國蓄篇にも見えることは

上述したが、金谷治氏は『管子』の軽重類の成立時期について、國蓄篇を編纂したのは桑弘羊一派であり、揆度篇を含む軽重甲篇以下は國蓄篇よりもやや遅れ、その他の篇は文帝・景帝期ごろから次第に成立してきたものとする²⁴⁾。金谷氏の説の是非についてはなおさらなる検討を要すると思われるが、國蓄篇の編纂を地数篇よりも遅れるものとして理解している点は注目される。

加えて、上述した塩政に関する記述に類似した記述がもう一件、軽重甲篇に見られる²⁵⁾。ここで両者の先後関係が問題になるが、軽重甲以下、乙、丁、戊の四篇は、題目名や思想内容などに見られる共通性を一旦措くとしても、用語の面でも若干の共通性が見られる²⁶⁾。まず「室屋」という表現であるが、甲、丁、戊と八觀篇に見え、「坐長」という表現は、甲、乙、丁と山國軌篇に見える。とりわけ「坐長」という表現は、「何もしなくとも、居ながらにして価値が上昇する」意であり、貨幣や物資の交換価値の変動を利用して国家の利益を追求することを説く軽重類諸篇の思想内容に適合的な表現であるが、軽重甲以下四篇に特に偏って見られる。このように、軽重甲以下四篇は用語の面でも共通性を示す。加えて指摘しておきたいのは、上に挙げた表現は、軽重甲以下四篇を除く他の軽重類諸篇にはほとんど見られない表現だということである。軽重類は概して経済的な言説を説くという共通性を持つが、用語に着目したとき一方では軽重甲以下四篇とそれ以外の諸篇との間で異質性が見られる。この異質性は思想の面から軽重類を検討した金谷氏も指摘するところであるが²⁷⁾、ここではそれを用語の面から裏付けた。次に「臺榭」という表現に着目したい。この表現は、軽重甲以下四篇には一例を除き見えないという特徴を持つ。軽重類の他の部分では地数と乗馬数篇に見られる。この一例が、すなわち上述した地数・軽重甲で互見するあの部分に登場する表現なのである。軽重甲はおそらく先行する記述に含まれていた「臺榭」表現を残したまま記述を引き写して利用したのであろう。先行する記述としてはやはり地数篇の記述が推定される。加えて、「臺榭」という表現は「宮室」という表現と組で利用されることが多いが、軽重甲以下四篇には「宮室」が一例のみ見られ、やはり当該の互見部分である。さらに、軽重甲以下四篇は「宮室」「臺榭」という表現を原則として用いないが、恐らくは同義語として用いている表現がある。それが上述した「室屋」であろう。軽重甲と海王篇で互見する記述があるが²⁸⁾、海王篇では「吾欲藉於臺榭」に作り、軽重甲では「寡人欲藉於室屋」に作る。先程の例から考えれば、こちらも同様に海王篇の記述が軽重甲に先行すると考えられる。

続いて地数篇における避諱の状況について検討したい。地数篇には「伏尸滿野」という記述がある。「滿野」については『孟子』離婁に「争地以戰、殺人盈野」という記述があり、地数の「滿野」は恵帝の諱を避けた表現である可能性がある。また、「常爲」についても、「恆爲」が『國語』齊語に4件、『韓非子』外儲説右下と『莊子』則陽にそれぞれ一件ずつ見えるので、文帝の諱を避けた表現である可能性がある。避諱については漢代以降のリライト、漢代における避諱の適用の柔軟さ²⁹⁾、呂後の諱をどれだけ避ける傾向があったのか等、なお不明確な問題を含み、決定的な論拠とし難く、ある程度を目安にしかならないが、地数篇が最終的にテキストとして定着したのは文帝期以降にまで降る可能性がある。

ここで目を転じて五藏山経の避諱について見ておきたい。まず五藏山経には恆・雉の文字が見られ、文帝・呂後の諱を避けていないことが推測される。上述したような注意がなおも必要だが、呂后期以前に五藏山経がテキストとして成立していた可能性を示していると言える。

地数篇における避諱の状況は、金谷氏の説に適合的なように見える。しかし、金谷氏の説には、筆者が疑問を感じる点がいくつか存在する。以下にそれぞれ述べていきたい。

まず國蓄篇を桑弘羊一派と結びつける点についてであるが、容肇祖氏が桑弘羊一派と輕重類の立場の違いを主張して、輕重篇の目的は利民富国にあり、桑弘羊らの目的は國用を補うために巧取豪奪するにあるとする³⁰⁾のに対し、金谷氏は國蓄篇は民衆の生活への配慮よりも国家人君の利益が中心となっており、農本的立場が他篇に比べて希薄であることから、國蓄篇は『塩鉄論』の大夫の主張に近いとする。しかし、このことだけで國蓄篇を桑弘羊一派の作と比定するのは困難であると思われる。金谷氏はさらに「輕重」篇の特色として、物価の高下を自由に操って売買の利益を収めることを挙げ、そこに見える国利の増収、貨幣操作は『史記』平準書の記述と最もよく合致し、とりわけ桑弘羊の事業と合致するとする。確かに、國蓄篇では平準に近い政策が述べられる部分がある。しかし、平準書に記される桑弘羊の政策は、物価の高下を自由に操るとか、貨幣操作などとは趣を異にすると考えられる。

また金谷氏は、國蓄篇がそれなりの重厚さを備えているのに対して、輕重甲篇以下では読み物としての面白さを狙った通俗的な風気があることにより、輕重甲以下の諸篇よりも國蓄篇のほうを古いとするが、重厚か通俗的かの判断は、筆者には爲し難く、重厚なものが通俗的なものに先行するかどうかには疑問が残る。

金谷氏が配慮するもう一つの事項は、『史記』管晏列伝の論贊に「吾讀管氏牧民・山高・乘馬・輕重・九府、及晏子春秋、詳哉其言之也」とあり、牧民・山高（現在の形勢篇。恐らく冒頭二文字を篇名とした）・乘馬はそれぞれ一篇であるのに、輕重のみが十九篇もあり、ここで並列されていると考えるのには無理があるという問題である。金谷氏は司馬遷が読んだであろう原本「輕重」を想定し、現在の輕重類はこの原本から継承展開されたものとし、この問題を解決しようとする。

しかしながら、論贊以前に成立し、流通していたと思われる篇でも、論贊に挙げられていない場合がある。金谷氏もこの可能性に配慮し、経言に準ずる一篇として原本をとりあげたについては、今の諸篇がまだそれほど完備していなかったと考えねばならないとするが、これもやはり原本の存在を前提としてのみ成り立つ議論である。ここに挙げられていない諸篇が完備していなかったのかといえば、恐らく否であろう。そもそも牧民・山高についても、牧民解や形勢解をも合わせて呼称している可能性を否定できず、一篇を指しているかどうかは不詳とするより他ない。九府について、『史記索隱』をはじめ多くの論者が種々の説を立てているが、金谷氏は劉向叙録の篇目八十六篇に入っていないので考えようがないと慎重な態度を取る。ここで敢えて憶測を逞しくすれば、『史記』貨殖列傳に「其後齊中衰、管子修之、設輕重・九府、則桓公以霸」とあり、『塩鉄論』輕重篇、文学の言の一節に「非特管仲設九府、徼山海也」とあり、貨殖列傳に「輕重」とともに挙げられていることから、経済的なことに関連する語彙である可能性が高い。『爾雅』積地には「九府」として、四方の財物を挙げ、そこで挙げられている財物が輕重類において議論の対象となっていることも参考になろう³¹⁾。『塩鉄論』の例から、『史記』以降も「設九府」が管仲の事蹟として理解されている模様が窺われる。「輕重」についても同様に、『史記』齊太公世家に管仲の事蹟として「設輕重魚鹽之利」とあり、管晏列伝に「貴輕重、慎權衡」とあり、平準書に「齊桓公用管仲之謀、通輕重之權、徼山海之業、以朝諸侯」とあり、管仲の事蹟として一般的だったと考えられる。「輕重」という表現が管仲の業績を語る際に必ずと言ってよいほど使用されるまでに至るためには、余程の分量の管子と「輕重」とを結びつけた説話の存在を『史記』の編者が認識していることが条件として想定される。論贊の記述を根拠として金谷氏の想定した原本が、そうした条件を満たすものであるかどうかは、筆者には判断し難い。何れにせよ、論贊の記述以外の素材による検討を経なければ、この論

賛の記述に妥当な評価を下すことは困難であると考えられる。

以上述べてきた金谷氏の所説に対する疑問を晴らすためには、文献学的な情報や思想的な位置づけに加えて用語に関する検討を行なうことがまずは必要と考えられる。以下、それを行なっていく。

3.2 軽重類諸篇の成立時期

軽重類諸篇³²⁾において使用される語彙は独特であり、他の文献に見えない語句が多い。そのため、成立時期がある程度特定されている他の文献との比較は困難であるが、それでも成立時期を推測する手がかりとなるような表現はいくつか存在する。まず、地数篇の「罪死不赦」という表現である。この表現は金谷氏によれば戦国末に成立したとされる『管子』立政の首憲・首事の部分に定型句に近い形で連続して使用される。首憲の内容は、憲と呼ばれる法令の頒布に関する規定であるが、地数篇と同様、法令に近い内容を持つ部分において用いられている。『商君書』賞刑にも二件見られるが、やはりこの篇においても法令の厳格な適用を主張する部分で使用されている。さらに注目されるのは、「如流水」なる表現が篇中に二件見られることで、この表現は「若流水」と合わせて、『晏子春秋』『管子』『荀子』などの、齊地に関係する文献において見られる表現であり、この表現を有する賞刑篇についても、「罪死不赦」という表現を有することと合わせて、齊地からの語彙が使用されていることが窺われる。『商君書』定分篇においても、法令を一字以上損益した者は「罪死不赦」とされ、やはり法令の厳密な適用に関する言説とともに用いられている。定分篇には「罪皆死不赦」という表現も見られる。また、『韓非子』愛臣篇にも「罪死不赦」が見られる。『戦国策』齊策、『説苑』正諫には「死不赦」が見られ、『説苑』のほうは齊の景公にまつわる説話中に見られる。『漢書』朱雲伝に見られる用例は、上述したような戦国末の文献に見られる用例を承けたものであろう。『韓非子』『商君書』に見えるところから、秦地との関連も疑われるが、睡虎地より出土した秦律や律に関係する文献には当該表現は見られない³³⁾。このことと合わせて、上述した表現の分布状況を勘案すると、やはり齊地との関連が窺われる。銀雀山より出土した『守法守令等十三篇』は、前三世紀半ば以降に齊地で作成されたとされるが³⁴⁾、816号簡に「罪死不赦」が見え、このことからこの表現が戦国末期の齊地の、法令あるいはそれに準ずる言説において用いられるものであることが推測されよう。

次に、上述した地数篇の「丈夫」が、当該記述を再構成したと考えられる海王篇においては「大男」に改変されているという点に着目して考察していきたい。「丈夫」は各文献に比較的数量多く見られ、取り立てて法律用語という観はないが、法令的な言説中で用いられる例を探せば、『守法守令等十三篇』には「丈夫」が三件見られ、『守法守令等十三編』と多く表現を共有し、やはり齊地の法令的な性格を持つ文献であると推測されている『墨子』備城門篇にも「丈夫」が見える³⁵⁾。地数篇の「丈夫」が秦漢の法律用語としての性格の濃い「大男」に改変された背景を考慮すれば、やはり地数篇の当該部分の記述は戦国末期齊の言説を基にしたものであり、秦漢期に至って上述したような背景の下、「大男」に改変されたと推測されよう。念のため論を加えれば、「大男」なる表現は備城門篇や守法守令等十三篇には見えない。

続いて「券契」という表現を検討したい。この語は軽重甲・乙・丁各篇に見え、『淮南子』泰族・主術および『戦国策』齊策にも見えるが、『史記』『漢書』には用例を得ない。『戦国策』齊策においては孟嘗君と馮諼の説話中に当該表現は登場するが、同類の説話を収録する『史記』孟嘗君

列伝では「券契」に当たる表現として「券書」が用いられている。「券書」表現が用いられている文献を渉獵すれば、『商君書』定分篇、張家山から出土した呂后二年（前186年）の律と目される『二年律令』中に用例を得る。「券書」という表現は齊地や秦地の法律と何らかの関係を持つ定分篇から漢律へと継承されていったことが予想され、したがって、「券書」から「券契」への改変は想定困難であり、『史記』は先行する『戦国策』の説話に見られる「券契」を「券書」に改変したことが推測できる。ゆえに、「券契」は秦律や漢律において「券書」表現が定着する以前に流通していた語彙であると言える。

続いて「白徒」なる表現を検討したい。軽重戊に二件見える³⁶⁾この語は、『管子』の他の篇中にも散見し、七法篇、乗馬篇に見え、他の文献には『呂氏春秋』決勝、『漢書』鄒陽伝、そして張家山『奏讞書』に見られる。とりわけ『奏讞書』においては、「異時魯法」という位置づけのもと、「白徒罪」なる刑名が見え、「白徒者、當今隸臣妾」という説明が付されている。以上のことから、「白徒」は秦による統一以前の齊・魯の地域において流通していた語彙であると考えられる³⁷⁾。『漢書』鄒陽伝の記述はそれを承けたものであろう。ここで、軽重戊篇がより後代の成立であり、古風さを演出するために故意に「白徒」なる語句を用いたのだと主張することは不可能であると考えられる。なぜならば、軽重類、特に軽重甲以下四篇の語句には上述したように独特なものが多く、古風さを演出するならばまずそうした語句の使用を回避することが予想され、それがなされていないということは著者の眼目が古風さの演出とは別なところにあることを示していると考えられるからである³⁸⁾。

以上、語句についての検討を経て、軽重類諸篇においては戦国末期の齊地の法律用語、もしくはそれに準ずる用語が用いられていることが解明されたと考える。そして筆者は、軽重類諸篇の成立時期として、容肇祖氏の述べる「時代大約在戦国之末以至漢初、尚難確定」なる意見に賛同する³⁹⁾。前250年前後から、前180年ごろにまでかけて軽重類諸篇が形成されていったと考えて大過ないであろう。各篇の成立時期、成立順序については、なお詳細な検討が必要だが、解明された範囲で述べれば、地数篇よりも海王篇の成立は降り、海王篇よりも軽重甲篇の成立は降ると考えられる。地数篇から海王篇に至る過程で「丈夫」が「大男」に改変されていることから考えて、改変の時期は齊が秦に征服された前221年以降の何れかの時点と推測されるが、海王篇よりも降る事が推測される軽重甲篇が、匡乗馬以下十一篇と若干異なった語彙を含むとは言え、軽重類諸篇としての用語の共通性を有することから、語彙に着目した場合、大幅に降ることは考えにくい。長めに見積もったとしても前180年前後に下限を置くことが適当であろう。「大男」「大女」「吾子」の表現を海王篇と共有する國蓄篇も、海王篇と同時期か、もしくはそれ以降の成立であろう。軽重甲よりも降る可能性もあるが、より詳細な検討が必要であろう。避諱の状況を見ると、軽重類諸篇は文景期もしくはそれ以降にテキストのリライト・再編を経ている可能性がある。

金谷氏の言うように軽重類諸篇を文景期以降にまで降らせる積極的な論拠は用語の面からは発見できなかった。思想の面からも、國蓄篇に記述される政策が桑弘羊の政策に近いということを仮に認めるとしても、そのことが直ちに國蓄篇が桑弘羊一派の作であることを導き出すわけではない。軽重甲以下四篇についても、仮に内容が通俗的であったとしてもそれによって國蓄篇よりも降ることは導き出されない。

軽重類、特に地数篇の成立時期に関する見通しがついたことによって、五藏山経の成立時期についても議論が可能になったと思われる。五藏山経がいかなる思想背景の下にあったのかを検討することと合わせて、次章で議論していきたい。

4. 『山海経』と戦国末期の思想状況

4・1 五蔵山経をめぐる思想状況

前章の議論によって、『管子』軽重類、特に地数篇の成立時期が解明されたことにより、五蔵山経の成立時期に関してもより具体的な時期について議論が可能になったと考える。地数篇と五蔵山経は、鉱物資源に関する記述を共有し、重複する記述も見られる。そのため、両者の記述はきわめて密接であり、そこから推測すればおそらく五蔵山経の成立も戦国末から漢初までの何れかの時期におかれることになるであろう。

しかし、両者の間には、微細ながら差異も存在する。以下、その差異を利用して両者の間の関係を分析していきたい。

まず注目されるのは、両者の金属に対する表記である。地数篇においては、様々な金属が登場するが、赤金・白金という表記は行なわない。それに対して、五蔵山経では赤金・白金という表記も登場するが、銅・銀といった表記も登場する。

加えて、伊藤清司氏が指摘するように⁴⁰⁾、東山経には金と金玉と表記する以外に鉱物名がなく、南山経に見られる金属名は、金・赤金・白金・黄金と、金字を伴うもののみであり、すなわち南山経と東山経においては銅・銀という表記は行なわれないのである。北山経においては逆に赤金・白金という表記は見られず銅・銀という表記のみ見られる。西山経と中山経においては両種の表現が併用される⁴¹⁾。しかし南山経には赤金・白金の記述があるとは言えそれぞれ一件のみである。このように中山経以外の四篇については、金属に関する記述が絶対的に少ないので、銅・銀・鐵系統の記述を好む系統と、赤金・白金の記述を好む系統の二系統が確認されるかどうかはなお検討を要する。先秦諸文献の中で、金属に関する記述を含むものは極めて限られるが、包山楚簡、望山楚簡の遺策に「赤金之鈇」「白金之勿」という記述が見られ⁴²⁾、前四世紀後半の楚地においては「赤金」「白金」という表現が使用されていたことを知る。既に述べたことであるが楚王禽志盤、鼎に「銅」という表現が見え、楚幽王期、滅亡直前の楚地に「銅」の用例があることになる⁴³⁾。ところが、楚地以外の文献には「赤金」「白金」の用例はほとんど見られず、『管子』揆度篇に「白金」が一件見られるのみである⁴⁴⁾。以上のことを勘案すれば、中山経・西山経・南山経は楚地の影響を受けており⁴⁵⁾、対して地数篇はそうした影響を受けていないか、もしくは意図的に排除していると推測することが許されよう。

鉱物に関する記述について、両篇には以上のような差異が存在するが、鉱物以外の記述について、両篇の関係、ひいては五蔵山経の性質を窺わせる記述がある。それが封禪に関する記述である。五蔵山経末尾の禹日部分に「封於太山禪於梁父七十二家」なる記述がある。地数篇にも太山を泰山につくるものの同様の記述が見られる。ここで想起されるのはやはり『管子』封禪篇の記述である。封禪篇は一度散逸したものを『史記』封禪書の記述によって補ったものとされる。確かにそれは妥当であろうが、封禪書内において、現在の封禪篇に当たる部分の前後の文章はどちらも秦の繆公に関する説話であり、当該部分は先行する文献から引き写してこの位置へ挿入されたことが推測される。ここで利用された先行文献としてはやはり『管子』封禪篇が最も可能性が高い。現在の封禪篇の記述は散逸以前の封禪篇の記述の部分的残存であると考えられる⁴⁶⁾。封禪篇は「封泰山禪梁父者七十二家」なる記述を含み、地数篇や五蔵山経との関係を窺わせるが、特に五蔵山経各篇を構成す

る細目二十六篇⁴⁷⁾の末尾にはそれまでに記述された山々の神々を祀る際の手法が具体的に記述されており、こうした記述は封禪に関する記述と近い関係にあると考えられる。また、特に『山海経』海経部分の記述との関係から注目されることは、「比目之魚」「比翼之鳥」への言及があることで、「比翼之鳥」は大荒西経、「比翼鳥」は海外南経に見られ、海経部分の記述と封禪に関する言説との関係を窺わせる⁴⁸⁾。加えて、こうした奇怪な動物に関する記述を多く含むのも五蔵山経の特質であり、そうした意味で五蔵山経との関連も考えられるであろう。

五蔵山経には鉱物資源に関する記述だけではなく、他の資源に関する記述もある。その一つが、薬効のある物品に関する記述である。大形徹氏がこれについて議論を行い⁴⁹⁾、薬効のある物品が現実には存在しないこと、薬効として記されるのは効果の判明しにくい予防効果や精神的効果であることを述べ、巫の呪術による暗示作用が薬効よりも大きな効果を発揮したと述べている。澁澤尚氏は『離騷』に登場する芳香を有する草木類について検討を加えているが⁵⁰⁾、五蔵山経にもそうした草木についての記述があることに触れ、やはり巫醫との関係を議論している。

五蔵山経について、両氏のように巫との関係を議論する論者は数多い。しかし、上述してきた議論が妥当ならば、五蔵山経には両氏が指摘するような薬物に関する知識・関心に加えて、鉱物資源に関する知識・関心も存在すると言えよう。伊藤清司氏は鉱物に関する知識も巫祝のものであったと述べるが、必ずしもすべての知識を巫者のものと決定せずともよいのではないか。間瀬収芳氏は、銅緑山古銅鉱と燕下都遺跡の両方から共通の特徴を有する土器が出土していることから、鉱山の開発に関与した山師集団の存在を想定する。特徴ある土器と人間集団とが直ちに結びつくかどうかは措くとしても、こうした銅鉱の開発に従事していた集団の知識もあるいは五蔵山経の鉱物資源に関する記述に利用されているのではないか⁵¹⁾。薬物といい、鉱物資源といい、五蔵山経は、そうした自然に存在する資源についての知識の一つの集大成としての側面を有している。そして、そのような知識が必要とされ、集積された場合は、皇帝や諸侯などの君主の周辺であろう。かつて増淵龍夫氏が彼らによる山林藪澤の占有について議論を行なったが⁵²⁾、そうした時代背景の下、五蔵山経に見られるような知識が蓄積されていったと考えられる。

五蔵山経には、上述のような薬物、鉱物資源に関する記述だけでなく、奇怪な動物類に関する記述も有する。中には薬効を有するとされるものもあるが、そうでないものの方がむしろ数多い。一体こうした記述は何を目的として著され、流通したのであろうか。そして、奇怪な動物だけでなく、奇怪な人間に関する記述を中心に構成されている海経は一体何を目的として著されたのであろうか。

4・2 海経各篇の性格と成立時期

まずは海経を構成する各篇の性格について議論していきたい。海経の中でも海外四経と大荒四経は重複する項目が多いが、大野圭介氏が述べるように⁵³⁾、海外四経においては四方の異形の人々の姿を説明する際に「其爲人」という定型句をよく用いるが、大荒四経においてはこの表現は使用されないため、大荒四経は海外四経を模して作られたものではない。大荒四経に較べて海外四経は書式が統一されていることから傍証されよう。

また、『山海経』が図画の説明であるとの推測は先学によりすでになされているが⁵⁴⁾、説明の形式の差異から、海外四経と大荒四経の性格の違いを窺うことができる。東西南北の事物が一枚の図画に描かれていたと今仮に設定すれば、海外四経の「無腸之國在深目東」といった、前述の事項を繰り返して位置を表現する記述形式、あるいは繰り返しを省略し「在其東」のように表現する形式は、

図画にある解説文としては冗長であり、不適切であると考えられる。しかし、図画が東西南北合わせた一枚の図画であったという保証はない。逆に仮に一つ一つの図画が個別に描かれていたという想定を試みれば、海外四経に関してはこの想定は成立し得ないと考えられる。なぜなら、上述してきた位置表示と方向表示が無意味になるからである。ゆえに、海外四経に関しては、説明対象となる図は個別的に描かれたものではなく、位置・方向表示が有効であるような、四方がすべて描かれた一枚の図画か、少なくとも東・西・南・北それぞれがまとまって描かれた図画であると言えよう。

では、個別に描かれていたという想定は、大荒四経に関してはどうかであろうか。大荒四経には位置・方向表示が少なく、この想定も成立しそうだが、やはり排除されると思われる。大荒四経は一見位置・方向に関して無秩序であるように見えるが、海外四経との重複事項と照らし合わせると、説明の順序にはある程度の規則性が見られる。大荒東経の説明順序は海外東経に一致し、大人→君子→黒齒→天吳→玄股の順に説明される。西・南・北に関しては、おおよそ逆方向に説明している。このような規則性がある以上、大荒四経が個別の独立した図画に対する説明であったとは考えにくい。大荒四経も海外四経と同じく、東西南北それぞれがまとまった図画に対する解説文であると推定されよう⁵⁵⁾。

図画の説明文が図画の中にあっただろうかどうかも不明だが、仮に文字の書かれていない図画と、その図画に対する説明文が別行していると想定すれば、海外四経の二種類の記述形式は有用であるだろう。対して、大荒四経は図に対する説明を検索することが困難かもしれない。

ところが、文字の書かれていない図画という想定は、成立し得ないと考えられる。もし図中に事項名が無く、大荒四経と海外四経の間に参照関係が無いのであれば、両者の事項名は現在よりもはるかに差異の大きいものになることが予想されるため、そのようなことは考えにくい。また、仮に大荒四経と海外四経の間に参照関係があったとすれば、上述したように大荒四経が海外四経を参照したとは考えられないので、大荒四経が海外四経より先行していたと考えられるが、それでは事項名の無い図に対して位置表示に乏しい大荒四経が図画の説明として行なわれることとなり、図と説明との対応関係を見出すことが非常に困難となり、不適切である。大荒四経の説明が個々の事項の図画のすぐ脇にあればこの問題は解消できそうだが、それでは図中に事項名があることと差異は無い。つまり、大荒四経と海外四経の間に参照関係があるにせよ無いにせよ、図中に事項名が無かったとは考えられないのである。

そして、図中に事項名があるならば、海外四経の位置表示は、たとえ図画と別行していたとしても、不必要であると思われる。おそらく、図画なしで、文章だけで図画の内容を伝えようとする際に、こうした位置表示が必要とされると考えられる。

海外四経が図画の内容を伝えようとしていることは、個々の記述からも窺うことができる。毛民に関する記述が海外東経と大荒北経に見えるが、大荒北経の記述は

有毛民之國、依姓、食黍、使四鳥。禹生均國、均國生役采、役采生修鞞、修鞞殺綽人。帝念之、潛爲之國、是此毛民。

とあり、図画に描かれていると思われる毛民の姿については一切触れずに、むしろ図画からは得られない情報を記述する。海外東経の記述は

毛民之國在其北、爲人身生毛。一曰在玄股北。

とあり、位置表示と毛民の姿以外には関心が無いかのようである。海外四経の記述は一見簡略に過ぎ、事項名をただ繰り返しているだけにも見えるが、大荒四経と比較することにより、図画それ自体の内容を伝えようとしていることが判明する。特に毛民については、事項名からだけでもその姿はおよその見当がつきそうに思われるが、海外東経はそれでは不足と言わんばかりに「爲人身生毛」なる説明を加えるのである。海外四経にも図画の説明にとどまらない説話的な内容の記述が見られることもあり、大荒四経にも図画の内容を詳しく説明する記述が見られるが、大枠としては海外四経は図画に描かれている内容の説明が中心であり、大荒四経は図画に描かれていない、祖先や食物に関する事柄についての記述が中心であると言える⁵⁶⁾。

では、大荒四経と海外四経との間に参照関係はあったのであろうか。結論から言えば、あったことが推測される。既に述べたように、大荒四経と海外四経は記述の性格を異にしているため、参照関係を示すような記述は非常に少ない。むしろ上に挙げたように全く異質な記述となっていることが多い。そんな中で以下の二例は重要な意味を持つと思われる。まず、海外北経、大荒北経それぞれに、共工の臣下の相柳についての記事があるが⁵⁷⁾、記述内容が重複する上に「三仞三沮」なる表現を共有し、参照関係を推測させるに足るものである。加えて、「爰有」の表現に続けて宝物類を列挙する記述形式は、第一章二節で述べたように、海外四経、大荒四経、海内経にそれぞれ見え、このことも参照関係を示唆すると考えられる⁵⁸⁾。そして、上述の議論から、これらは大荒四経の記述を参照して海外四経が取り入れた記述であると言えよう。そしておそらく、大荒四経は海外四経よりも先行すると考えられる。

次に海内四経についてだが、まず海内東経の「岷三江」以降の記述は、漢代以降の地名が集中している部分であり、やはり「水経」のような文献が混入していると考えられる。それ以外の部分の成立時期について検討するならば、第一章二節で述べたように、西次三経は海内西経を参照していると考えられ、海内四経は五蔵山経より先行する可能性がある。しかし、「其爲人」という表現を含むため、大荒四経より先行する可能性は低いと思われる。海内四経は『逸周書』王會とも重複する事項があり、両者の関係が疑われる⁵⁹⁾。ただ王會篇は「鋸牙食虎豹」「駒駮」などの表現を海外北経とも共有する。これらのことを考慮すれば、断定はし難いが大荒四経よりも後れ、五蔵山経よりも先行すると考えておくのが無難であろう。

海内経については大荒四経との関係が密接なことは上述してきた通りであり、「其状如」「其爲人」といった表現を用いず、系譜を記述する傾向を共有することなどから、大荒四経と同じ時期に成立したと考えてよいだろう。

続いて五蔵山経の成立時期との関係だが、五蔵山経の成立時期は上述したように『管子』軽重類と相前後すると考えられる。そして、軽重類の成立時期については前250年から前180年と推測され、五蔵山経の成立時期も同様の時期に見積もることができる。とすると、前239年の成立とされる『呂氏春秋』が五蔵山経との先後関係を考える上で一つのメルクマールとなる。『呂氏春秋』よりも古い記述であれば、五蔵山経より先行する記述である可能性は高いと結論付けることができる。そこで大荒四経と『呂氏春秋』の記述を検討すると、以下のような結果が得られる。

まず、『呂氏春秋』有始覽・論大に以下のような記述が見られる。

地大則有常祥・不庭・岐母・群抵・天翟・不周、

これらの名称は、大野氏が指摘するように大荒四経に記述される「常羊之山」「不庭之山」「皮母地丘」「孽揺顛羝」「天臺高山」「不周負子」のそれぞれの山名に相当すると考えられる⁶⁰⁾。ここから『呂氏春秋』が利用した資料は大荒四経か、もしくはそれに近い記述群であったことが推測され、すなわち大荒四経が『呂氏春秋』ひいては五蔵山経に先行することを示す有力な証拠と見做すことができる。また、慎行論・求人には禹が天下を巡行したことが記されるが⁶¹⁾、そこに登場する事項は海経部分の記述に見られるものが多い。先の山名のように同時に多数の重複が見られるわけではないので、海外四経・海内四経の先行を主張することは困難だが、この記述もまた海経に近い記述が五蔵山経以前に流通していたことを示す記述として位置づけることができる。『呂氏春秋』の記述の検討を通して、大荒四経が五蔵山経に先行することを主張することは可能であると言えよう⁶²⁾。

5. 結語

以上の議論によって、『山海経』を構成する各篇の成立時期が解明された。ここでまとめておくと、五蔵山経よりも海内四経が先行し、海内四経よりも大荒四経のほうが先行する。海外四経よりも大荒四経のほうが先行し、海内経と大荒四経は同時期の成立であると考えられる。加えて、大荒四経と海内経は『呂氏春秋』以前、前三世紀前半において形成され、他の各篇もそれに引き続いて作成され、最終的な成立は五蔵山経が成立する下限として想定した前二世紀初頭前後と考えられる。

今回解明された『山海経』各篇の成立時期と部分的な性格は、他文献が記述する古帝王説話の検討にとっても有意義であろう。今後は、今回得られた結果をもとに、文献の成立年代に重点を置きつつ古帝王説話の歴史性について検討したい。

注

- 1) 白川静『中国の神話』中央公論社、1980。袁珂『神話論文集』上海古籍出版社、1982。
- 2) なお、底本として郝懿行『山海経箋疏』巴蜀書社、1985（據光緒十二年上海還読樓校刊本影印）を使用し、必要に応じて『山海経傳』（古逸叢書三編所収）中華書局、1984（據淳熙七年池陽郡齋尤袤校刊本影印）を参照する。
- 3) 顧頡剛「五蔵山経試探」『史学論叢』第一冊、北京大学潜社、
- 4) 小川琢治「山海経篇目の考證」『支那古代地理研究』第二章、弘文堂書房、1928。
- 5) 蒙文通「略論《山海経》的寫作時代及其產生地域」『中華文史論叢』第一輯、中華書局、1962。
- 6) 袁珂「《山海経》写作的時地及篇目考」『神話論文集』第一章、上海古籍出版社、1982。
- 7) 山海経に関する研究については、小南一郎氏が整理を行なっている。小南一郎「『山海経』研究の現況と課題」『中国—社会と文化』第二号、東京大学中国学会、1987。
- 8) 『山海経』の篇名の呼称について、本論においては特に断らない限り以下の用法に従いたい。

南山経、西山経、北山経、東山経、中山経五篇をあわせて「五蔵山経」あるいは「山経」と呼称する。五蔵山経の細目については、注10)を参照。以下の十三編をあわせて「海経」と呼称する。海外南経、海外西経、海外北経、海外東経四篇を合わせて「海外四経」と呼称する。海内四経、大荒四経についても同様。海内経は海内四経との区別を図り「海内経」と呼称する。行論上、先行研究として言及する諸説は、論者により様々な用語が使われているが、この論文においては原則として論者の使用語彙をそのまま使うのではなく、論者の意を取って上掲の用語に書き改めたことを付言しておく。

9) 『漢書』楚元王伝

初、歆以建平元年改名秀、字穎叔云、…

- 10) 五蔵山経を構成する南山経、西山経、北山経、東山経、中山経は、内部でさらに細分されており、南山経は三、西山経は四、北山経は三、東山経は四、中山経は十二の部分で構成されている。この合計が細目二十六編となる。そしてそれぞれ「西次三経」「東次四経」と『山海経』本文中で呼称されている。ただ、南西北東中それぞれの冒頭の一経については、「西山経」と称されたり、各篇冒頭の一山が挙げられるのみで特に呼称が与えられなかったりと、本文中の表現が一定しない。そこで、もしその部分への言及が必要な場合は、「南次一経」「北次一経」のように表記することとしたい。

- 11) 小南一郎氏も五蔵山経が最古であるとの小川氏の説を支持している。註7) 参。

12) 『説文解字』卷十三下荔部荔

荔、同力也。从三力。山海経曰、惟號之山、其風若荔、凡荔之属、皆从荔。

『山海経』北山経

又北五百里、曰錚于母逢之山、北望雞號之山、其風如颺。

13)

『論衡』説日

山海経言、日有十。在海外東方有湯谷、上有扶桑、十日浴沐水中。有大木、九日居下枝、一日居上枝。

『山海経』海外東経

下有湯谷。湯谷上有扶桑、十日所浴、在黑齒北。居水中、有大木、九日居下枝、一日居上枝。

『論衡』訂鬼

山海経曰、北方有鬼國。

『山海経』海内北経

鬼國在貳負之尸北、爲物人面而一目。一曰貳負神在其東、爲物人面蛇身。

『論衡』龍虚

山海経言、四海之外、有乘龍蛇之人。

なお、海外四経、大荒四経では、四方神が龍蛇に乗るという記述がある。

14) 『山海経』海内経

西南黑水之間、有都廣之野、后稷葬焉。

15) 『後漢書』文苑列傳

王逸字叔師、南郡宜城人也。元初中、舉上計吏、爲校書郎。順帝時、爲侍中。著楚辭章句行於世。其賦・誄・書・論及雜文凡二十一篇。又作漢詩百二十三篇。

- 16) 反舌民と岐舌國については、郝懿行が指摘するように、字形の類似による誤りが生じている可能性もある。しかし、別のテキストとして、あるいは別の条文として反舌あるいは岐舌に作るケースがないとは断言しがたい。なお、同様の問題として反踵・跂踵の問題があるが、三十六國部分には跂踵民が見え、『淮南子』汜論には「丹穴・太蒙・反踵・空同・大夏・北戸・奇肱・脩股之民」として反踵の名が見える。『山海経』においては、海内南経の臯陽國、海内経の贛巨人の説明文において、「反踵」の表現が見られる。

- 17) 竹内康浩「海外諸経の成立～『山海経』現行本の成立の問題について(2)～」『史流』第31号、北海道教育大学史学会、1991. において竹内氏は、海外四経の「一曰」を検討し、その分布が海外東と南に多く、西と北に少ないことから、海外四経を二つのブロックに分ける。そして、海外四経の説明形式・進行方向もこの二つのブロックで分かれることを述べる。優れた指摘と言えよう。

- 18) 「有神」の分布状況は、西山経、中山経に「有神焉」がそれぞれ一件、海内経にも「有神焉」が一件、海外西経に「有神聖」が一件、海外南経に「有神人二八」が一件あり、大荒四経には大荒東経に「有神人面」が一件あるほか、13件「有神」が見られる。

「有人」の分布状況は、海内北経に一件、海内経に三件あり、大荒四経に30件見られる。五蔵山経には見られない。

- 19) 分布状況は、南次一・二経、西次三経、北次三経、中次四、七、八、九、十、十一、十二の11個の小篇目末尾に見え、末尾ではない西次三経の文中に二件見られる。

20) 『管子』地数

桓公曰、地數可得聞乎。管子對曰、地之東西二萬八千里、南北二萬六千里、其出水者八千里、受水者八

千里、出銅之山四百六十七山、出鐵之山三千六百九山、此之所以分壤樹穀也。戈矛之所發、刀幣之所起也。能者有餘、拙者不足。封於泰山、禪於梁父、封禪之王七十二家、得失之數、皆在此內。是謂國用。桓公曰、何謂得失之數、皆在此。管子對曰、昔者桀霸有天下…

『山海經』中山經

禹曰、天下名山、經五千三百七十山、六萬四千五百六里、居地也。言其五臧、蓋其餘小山甚衆、不足記。云、天地之東西二萬八千里、南北二萬六千里、出水之山者八千里、受水者八千里、出銅之山四百六十七、出鐵之山三千六百九十。此天地之所分壤樹穀也、戈矛之所發也、刀鑠之所起也、能者有餘、拙者不足。封于太山、禪于梁父、七十二家、得失之數、皆在此內、是謂國用。

21) 吉本道雅「墨子兵技巧諸篇小考」『東洋史研究』第62卷第2号, 2003. 加えて、曾公乙墓遺策62にも「銅」字が見られるが、釈文に付された注によれば、金属とは無関係である。詳細な議論は措くが、注釈の判断は妥当であると思われる。

22) 張家山漢簡『奏讞書』および『戰国策』燕策には「大男子」の用例が、睡虎地秦簡『封診式』には「大女子」の用例が見られる。

23) ただし、齊の法律に近い文献と言われる銀雀山漢簡『守法守令等諸篇』に「丈夫」が三件見られる。

24) 金谷治『管子の研究』岩波書店, 1987・172頁。軽重類に関しては、第四章第三節「『軽重』諸篇の成立」においてまとまった議論がなされている。

25) 軽重甲篇の記述は以下のようである。

管子對曰、孟春既至、農事起、大夫無得繕冢墓、理宮室、立臺榭、築牆垣、北海之衆、無得庸而煮鹽、若此、則鹽必坐長而十倍。桓公曰、善、行事奈何。管子對曰、請以令糶之梁趙宋衛濮陽、彼盡饋食之國也、無鹽腫、守圉之國、用鹽獨甚。桓公曰、諾。

対応する地数篇の記述は、

管子曰、陽春農事方作、令民毋得築垣牆、毋得繕冢墓、丈夫毋治宮室、毋得立臺榭、北海之衆毋得聚庸而煮鹽、然鹽之賈必四什。君以四什之賈、修河濟之流。南輸梁趙宋衛濮陽。惡食無鹽則腫守圉之本、其用鹽獨重。君伐菹薪、煮泔水以籍於天下、然則天下減矣。

となる。

26) 丙・庚篇は亡逸しており、己篇は經濟思想を直接扱わず、時令思想を内容とする。

27) 『管子の研究』172頁。

28) 海王篇

桓公問管子曰、吾欲藉於臺雉（榭の誤字）、何如。管子對曰、此毀成、曰、吾欲藉於樹木。管子對曰、此伐生也。曰、吾藉於六畜。管子對曰、此殺生也。曰、吾欲藉於人、何如。管子對曰、此隱情也。桓公曰、然則吾何以爲國。管子曰、唯官山海爲可耳。

軽重甲篇

桓公曰、寡人欲藉於室屋、管子對曰、不可、是毀成也。欲藉於萬民、管子曰、不可、是隱情也。欲藉於六畜。管子對曰、不可、是殺生也。欲藉於樹木。管子對曰、可、是伐生也。然則寡人安藉而可。管子對曰、君請籍於鬼神。

29) 陳新會『史諱举例』文史哲出版社, 1997.

30) 容肇祖「駁馬非百“關於管子軽重篇的著作年代問題”」『歴史研究』1958年第一期, 科学出版社, 1958.

31)

積地には

西北之美者、有崑崙虛之瑤琳琅玕焉。

という記述があり、

軽重甲には

崑崙之虛不朝、請以瑤琳琅玕爲幣乎。

という記述がある。

32) 以下、特に断らない限り、軽重類諸篇を次のように呼称する。軽重甲、乙、丁、戊四篇を、軽重甲以下四篇と呼称する。匡乘馬以下國准篇までの十一篇を、匡乘馬以下十一篇と呼称する。この二つのグループを合わせて軽重類諸篇と呼称する。

- 33) 睡虎地秦墓竹簡整理小組編『睡虎地秦墓竹簡』, 文物出版社, 1990.
- 34) 注21) 吉本論文。銀雀山漢墓竹簡整理小組『銀雀山漢墓竹簡(一)』文物出版社, 1985.
- 35) ただし「婦人」「吾子」は備城門篇には見えず、「丁女」「丁女子」「老小」が見える。
- 36) ただしうち一件は「白徒之卒」。
- 37) 「守法守令等十三編」中には「白徒」も「隸臣妾」も見られず、それに該当するであろう刑名として「公人」が見える。また、以上の議論によって法律、もしくは法律に近い言説が齊地と秦地との間で複雑に関係していることが想像されるが、そうした関係の解明は爾後の課題としたい。なお、注21) に挙げた吉本氏の論文はそうした問題を扱ったものである。
- 38) 蓋し当時の「古風さの演出」が現代とは異なった感覚で行なわれていた可能性も考えられるが、まずは以上のように考えておきたい。
- 39) 注30) 容肇祖論文。
- 40) 伊藤清司「山海経と鉄」『社会経済史の諸問題(森嘉兵衛教授退官記念論文集I)』法政大学出版局, 1969.
- 41) 吉田光邦「中国古代の金属技術」『東方学報 京都』第29冊, 京都大学人文科学研究所, 1959. が五蔵山経の金属に関する記述について整理を行なっている。
- 42) 湖北省荆沙鉄路工作隊『包山楚墓』文物出版社, 1991. 湖北省文物考古研究所『江陵望山沙冢楚墓』文物出版社, 1996.
- 43) 「銅」や「銀」の表現が登場した後も、「赤金」「白金」という表現は『淮南子』や『史記』等の文献にごくわずかではあるが残存する。
- 44) この揆度篇の記述をどう評価するかは問題だが、そのためにはやはり軽重類に関する検討、地数篇と揆度篇の関係等についての検討が不可欠であると予想されるため、今回は保留し、別稿に委ねたい。
- 45) ただし中山経の玉山の記述に「曰玉山、其陽多銅、其陰多赤金」とあり、銅と赤金を区別しているため、同等の金属という認識ではなく、何らかの形で異なった金属として認識しているらしい。しかし仮にそうだととしても、上述の議論は成立し得る。
- 46) 以上の記述は、吉本道雅氏の教示をもとに筆者が構成したものである。
- 47) 細目二十六篇については、註10) 参照。
- 48) 『爾雅』積地、『呂氏春秋』孝行覽・遇合などにも同類の記述が見られる。
- 49) 大形徹「『山海経』の「山経」にみえる薬物と治療」坂出祥伸編『中国古代養生思想の総合的研究』平河出版社, 1988.
- 50) 澁澤尚「『離騷』に詠まれる芳草香木の本草学的考察—巫醫作離騷考序説—」『立命館文学』第563号, 立命館大学人文学会, 2000.
- 51) 間瀬淑芳「中国で相つぐ古銅鉞の発見をめぐる」『東洋史研究』第49巻第1号, 2000.
- 52) 増淵龍夫「先秦時代の山林藪澤と秦の公田」『中国古代の社会と国家』第三篇第一章, 弘文堂, 1960. また、佐藤武敏『中国古代工業史の研究』吉川弘文館, 1962. も、戦国時代の工業について論じる際、軽重類や五蔵山経に多く言及し、示唆に富む。
- 53) 大野圭介「『山海経』大荒・海内経原始」『富山大学人文学部紀要』第30号, 1999. なお、大野氏には海経各篇の成立を取り扱った以下の論稿がある。大野圭介「『山海経』海内四経の成立」『富山大学人文学部紀要』第28号, 1998.
大野圭介「『山海経』海外四経原始」『富山大学人文学部紀要』第33号, 2000.
大野氏の成立時期の推定はおおむね首尾できるが、議論の過程については賛同できない部分もある。
- 54) 松田稔「『山海経』の海外経と大荒経」『学苑』(日本文学紀要)平成六年一月号, 昭和女子大学近代文化研究所, 2004. は、海外四経と大荒四経の絵画的叙述について検討している。筆者とは異なり、大荒四経は条目ごとの独立の図画を説明したものとす。なお、松田氏には山海経に関する専著『「山海経」の基礎的研究』笠間書院, 1995. があるが、成立時期について焦点を当てて考察した著作ではない。
- 55) ここで、大荒四経の説明順序は本来バラバラだったものを、海外四経に合わせて整理したのだとし、大荒四経が個別の図に対する説明文であったと主張することもあるいは可能であるかもしれないが、それではなぜ方向が逆なのかを説明できないと思われる。
- 56) 江蘇省淮陰市高莊村から出土した銅匱の刻紋は、蛇を両手で掴んだり、両耳に着けたりした図案であ

る。「操蛇」や「珥兩青蛇」は『山海経』に類見する表現であり、これらの図案と『山海経』との関連が整理結果報告においても注意されている。報告は当該墓葬の時代を「戦国中期前後」とする。恐らくは前330年前後を想定していると思われる。淮陰市博物館「淮陰高莊戦国墓」『考古学報』1988年2期。なお、文献の記述と考古遺物に描かれた図案を結びつけることには、不安な要素が多いので、ここでは参照するにとどめたい。

57)

大荒北経

共工之臣名曰相繇、九首蛇身、自環、食于九土。其所歛所尼、即爲源澤、不幸乃苦、百獸莫能處。禹湮洪水、殺相繇、其血腥臭、不可生穀、其地多水、不可居也。禹湮之、三仞三沮、乃以爲池、羣帝因是以爲臺。在昆侖之北。

海外北経

共工之臣曰相柳氏、九首、以食于九山。相柳之所抵、厥爲澤谿。禹殺相柳、其血腥、不可以樹五穀種。禹厥之、三仞三沮、乃以爲衆帝之臺。在昆侖之北、柔利之東。相柳者、九首人面、蛇身而青。不敢北射、畏共工之臺。臺在其東。臺四方、隅有一蛇、虎色、首衝南方。

58) 大野圭介「爰に理想郷有り—『山海経』と『穆天子傳』の「爰有」『興膳教授退官記念中国文学論集』汲古書院、2000。は、海経の葬地系記事、理想郷系記事、穆天子傳、西次三経という発展図式を提示するが、賛同できない。

59) 特に、

王會

犬戎文馬、文馬赤鬣縞身、目若黄金、名吉黄之乘。

海内北経

犬封國曰犬戎國、…有文馬、縞身朱鬣、目若黄金、名曰吉量、乘之壽千歲

の重複は注目される。海内四経のさらに詳細な編年のためには、『逸周書』の成立過程を解明することが必要と考えられるが、『逸周書』も問題の多い文献であるので、検討は別稿に委ねたい。

60) 大野圭介『『山海経』大荒・海内経原始』

註53)参。

61) 慎行論・求人

禹東至搏木之地、日出・九津・青兖之野、攢樹之所、扞天之山、鳥谷・青丘之郷、黑齒之國。

南至交阯・孫樸・續楠之國、丹粟・漆樹・沸水漂漂・九陽之山、羽人・裸民之處、不死之郷。

西至三危之國、巫山之下、飲露・吸氣之民、積金之山、共肱・一臂・三面之郷。

北至人正之國、夏海之窮、衡山之上、犬戎之國、夸父之野、禹彊之所、積水・積石之山。

62) 序ながら、第一章二節において、西次三経よりも大荒四経が先行することはなお確言しがたいと判断を留保したが、以上の議論を経て、それを確言することが可能となったと考えられる。

(本学大学院博士後期課程)

表1-1 西方

海外西経	大荒西経	淮南子墜形	備考
長股	長脛之國	修股民	
肅慎		肅慎民	大荒北に肅慎
白民	白氏之國	白民	大荒東に白民
諸天之野	沃民	沃民	
女子國	女子之國	女子民	
丈夫國	丈夫之國	丈夫民	
軒轅之國	軒轅之國		
女丑之尸	(黃姬之尸)		大荒東に女丑
并封	屏蓬		
女祭、女戚	女祭、女葳		
奇肱之國	三面一臂 一臂民	奇股民 一臂民	
三身國		三身民	
夏后啟	夏后開		

表1-2 南方

海外南経	大荒南経	淮南子墜形	備考
結匈國		結胸民	
羽民國	羽民之國		
謹頭國	驩頭之國	謹頭國民	
三苗國		三苗民	
交脛國		交股民	
不死民	不死之國	不死民	
貫匈國		穿胸民	海外南、一日在穿匈國東
岐舌國		反舌民	
鑿齒	鑿齒		
三首國		三頭民	
周饒國	焦僂之國		
長臂國		修臂民	

表1-3 東方

海外東経	大荒東経	淮南子墜形	備考
大人國	大人之國	大人國	
君子國	君子之國	君子國	
黑齒國	黑齒之國	黑齒國	
天吳	天吳		
玄股之國	玄股	玄股民	
毛民之國		毛民	
勞民國		勞民	
扶桑	扶木		

表1-4 北方

海外北経	大荒北経	淮南子墜形	備考
跂踵國		跂踵民	
拘纓之國		句嬰民	
深目國	深目民之國	深目民	
無腸之國	無腸之國	無腸民	
柔利國	(牛黎之國)	柔利民	
一目國	有人一目	一目民	
無繼之國	無繼民	無繼民	
共工・相柳	共工・相繇		

表 2

淮南子墜形	海外四経	海内四経	大荒四・海内経	備考
雒棠武人				
虺魚	龍魚（西）	陵魚（北）		
神二人候夜	神人二八（南）			
三珠樹	三株樹（南）			
玉樹				
爰有…	爰有…（東）			
三桑無枝	三桑無枝（北）		三桑無枝（北）	
夸父	夸父（北）		夸父（北）	
鄧林	鄧林（北）			
聶耳	聶耳之國（北）			
昆吾丘				
軒轅丘	軒轅之丘（西）			
巫咸	巫咸國（西）			
登葆之山	登葆山（西）			
湯谷・搏桑	湯谷・扶桑（東）		湯谷・扶木（東）	
有娥				
西王母		西王母（北）	西王母（西）	
樂民・拏閭				
三危				
弱水		弱水（南）	弱水之淵（西）	
宵明・燭光		宵明、燭光（北）		
龍門				
湍池				
不周		不周負子（西）		
孟暓				
少室・太室		少室山（東）		
建木		建木（南）	建木（内）	
燭龍	燭陰（北）		燭龍（北）	
后稷壟		后稷葬（西）		
流黃		流黃酈氏（西）	流黃辛氏（内）	
沃民	諸夭之野（西）		沃之國（西）	
狗國				
雷澤有神		雷神（東）		